

退職金専用定期貯金～ハッピーセカンドライフプラン～

(平成 29 年 2 月 1 日現在適用中)

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> 退職金専用スーパー定期貯金<単利型> 愛称：～ハッピーセカンドライフプラン～ 【定期貯金プラン】
2. 販売対象	<p><「退職金専用定期貯金～ハッピーセカンドライフプラン」をご利用いただける方は以下に該当する方となります></p> <ul style="list-style-type: none"> 退職金をお受け取りになってから1年以内の個人の方、本定期貯金のお申込時に、「退職所得の源泉徴収票」などの退職金受取金額を確認できる書類（写しでも可）をご用意できる方 当JAの組合員の方
3. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> 1年または2年 預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入単位 (3) 預入限度	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 1円単位 1円以上退職金受取金額まで
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払い戻します。 (その定期貯金をお預け入れいただいている取引店に限ります)
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 預入時におけるスーパー定期1年の店頭表示金利に、プランに応じた金利を上乗せして初回満期日まで適用します。 <p><満期日以降のお取り扱い> 申し出がない場合は、満期日以降はスーパー定期1年ものまたは2年ものに継続させていただきます。また、その際の満期日以降の金利は、店頭表示のスーパー定期1年ものまたは2年ものの金利となります。(満期日以降は金利上乗せとはなりませんのでご了承ください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 窓口チラシをご用意しています。
7. 手数料	—

<p>8. 付加できる特約事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・預入期間2年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。 ・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
<p>9. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払戻します。 (小数点第4位以下は切捨てます。) <p><お預け入れした期間が6ヶ月未満の場合> 解約日における普通貯金利率</p> <p><お預け入れした期間が6ヶ月以上1年未満の場合> 約定利率×50%</p> <p><お預け入れした期間が1年以上2年未満の場合> 約定利率×70%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から精算します。
<p>10. 貯金(預金)保険制度(公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融共済部(電話:0138-46-2323)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、北海道農業協同組合中央会が設置・運営する北海道JAバンク相談所(電話:011-232-5031)でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部または北海道JAバンク相談所にお申し出ください。 札幌弁護士会(電話:011-251-7730)
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・本定期貯金の利用は、お一人様一回に限らせていただきます。 ・金利情勢等によって、取扱内容を変更させていただく場合や、取扱を中止させていただく場合がございますので、ご了承ください。 ・退職金のお預け入れと同時に、年金受取のご予約をしていただきます。 ・窓口のみでのお取扱いとなります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。